

## 山陽小野田市議会タブレット端末等運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年3月30日山陽小野田市条例第23号）に則り、議会活動の効率化並びに議員活動の更なる充実及び活性化を図ることを目的として、議長が貸与するタブレット端末及び附属備品（以下「タブレット端末等」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準における会議の定義は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会その他議長が認める会議をいう。

### (タブレット端末等の貸与)

第3条 議長は、第1条の目的を達成するため、全議員に対しタブレット端末等を貸与する。

- 2 議員は、タブレット端末等を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 議員は、タブレット端末等を使用する権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。
- 4 議長は、タブレット端末等の故障等により、議員がタブレット端末等を使用できなくなった場合には、当該議員に対し、別のタブレット端末等を貸与することができる。
- 5 議員は、第1項及び前項の貸与に際し、議長に「タブレット端末等の貸与に関する申請書（様式第1号）」を提出するものとする。

### (タブレット端末等の管理)

第4条 議員は、タブレット端末等の使用に当たっては、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけなければならない。

- 2 議員は、タブレット端末等の使用に当たっては、パスワード管理等を適切に行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。
- 3 議員は、議長が実施するタブレット端末等の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。
- 4 議員は、市議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のため、可能な限りタブレット端末等を携行し、伝達情報の有無について確認するよう努めなければならない。
- 5 議員は、タブレット端末等を会議に持ち込むときは、あらかじめタブレット端末等を充電しなければならない。

(タブレット端末等の使用範囲)

第5条 タブレット端末等の使用範囲となる活動は、次に掲げる議会活動及び議員活動とする。

(1) 会議でのペーパーレス化の取組、会議に関する市議会事務局との情報伝達、議員派遣による活動等の議会活動

(2) 議員活動のうち、次に掲げるもの

ア 政務活動

イ 行政調査（市ウェブサイト、検索サイトの活用等）

ウ 市民への情報提供

エ 議員相互の情報伝達

オ 市議会事務局又は市執行部からの情報提供

カ 災害時における緊急通信

キ 市民相談への対応

ク その他市民の利益に資する活動

2 タブレット端末等の使用範囲外となる活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 議員活動のうち、次に掲げるもの

ア 所属する政党、政治団体等の運営に関する活動

イ 議員個人の後援会や選挙に関する活動

ウ 議員個人の交際に関する活動

エ その他市民の利益に資する活動とは言い難いもの

(2) 私的な活動

(タブレット端末等にインストールするアプリケーションソフト)

第6条 議長は、タブレット端末等の貸与に際し、次のアプリケーションソフトをインストールするものとする。

(1) ペーパーレス会議システム

(2) オンライン会議システム

(3) メール、スケジュール管理、コミュニケーションツール

(遵守事項)

第7条 議員は、タブレット端末等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 議員の責任において情報の受信及び発信を行うこと。

(2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること

(3) タブレット端末等に関する保全措置を講ずる必要がある場合において、議長の指示に従うこと

(4) 情報の漏えいがあったときに速やかに実情を把握し、議長に報告し、及び

必要な措置を講じること

(禁止事項)

第8条 タブレット端末等の使用に当たり、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) タブレット端末等の改造、交換、拡張機器の追加、動作環境の変更を行うこと。
- (2) タブレット端末等の性能、機能等を変更すること。
- (3) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を公開すること。
- (4) 会議において、次に掲げる行為を行うこと。
  - ア 電子メールの送信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、インターネット掲示板等への投稿
  - イ 議事の内容に関係ないインターネットサイトの閲覧
  - ウ 通話
  - エ 会議等の録音又は写真・動画の撮影
  - オ タブレット端末の操作音、電子音又は振動音を鳴動させること。
  - カ その他会議等に関係ない目的での使用
- (5) 貸与されたタブレット端末からの情報漏えいを防止するため、私物パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続を行うこと。
- (6) 貸与されたタブレット端末以外の私物端末で、市が本会議場等に設置したWi-Fiに接続すること。
- (7) 国外でモバイルデータ通信を利用すること。
- (8) その他この基準に反する行為を行うこと。

(違反行為に対する措置)

第9条 議長又は会議の長は、この基準に反する行為を行い、又は行おうとする議員に対して、直ちに当該行為を中止するよう勧告するものとする。ただし、再三の勧告によっても当該行為が改められない場合は、議長又は会議の長はタブレット端末等の使用の停止を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、議長は、タブレット端末の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認めるときは、注意を促し、改善されない場合は、タブレット端末等の使用中止を命ずることができる。

(費用負担)

第10条 議員は、タブレット端末等を紛失し、又は破損した場合において、その原因が当該議員の不適切な使用又は管理に伴うものとして議長が認めるときは、タブレット端末等の購入又は修理に要する経費を負担するものとする。

(タブレット端末等の代用)

- 第11条 議員は、タブレット端末等以外の情報関連機器（以下「情報関連機器」という。）を使用して、第6条のアプリケーションソフトを使用することができる。この場合において、議員は、第4条、第7条及び第8条の規定に準じ、情報関連機器を適正に使用しなければならない。
- 2 議員は、情報関連機器の使用を行おうとする場合には、議長に「タブレット端末等以外の情報関連機器の使用に関する承認申請書（様式第2号）」を提出し、承認を受けなければならない。
- 3 議員は、前項の承認を受けた情報関連機器の使用をやめた場合には、速やかに議長に届け出るものとする。また、情報関連機器を紛失し、又は破損した場合も同様とする。

(事故があった場合の対応)

- 第12条 議員は、タブレット端末等の紛失、破損、故障、ウイルス感染等の事故があった場合には、速やかに議長及び市議会事務局に報告しなければならない。
- 2 議員は、前項の事故があった場合には、速やかに議長に「事故報告書（様式第3号）」を提出するものとする。
- 3 議員は、第1項の事故があった場合には、自己の責任において誠実に対応するものとする。

(補則)

- 第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長がデジタル化推進特別委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

山陽小野田市議会議長

山陽小野田市議会議員

タブレット端末等の貸与に関する申請書

タブレット端末等の貸与について、山陽小野田市議会タブレット端末等運用基準の記載事項に全て同意の上、同基準第3条第6項の規定に基づき、タブレット端末等の貸与を申請します。

山陽小野田市議会議長

山陽小野田市議会議員

タブレット端末等以外の情報関連機器の使用に関する承認申請書

山陽小野田市議会タブレット端末等運用基準第11条第3項の規定に基づき、  
下記のとおり承認申請します。

記

1 タブレット端末等以外の情報関連機器の機種等

2 当該情報関連機器で使用するアプリケーションソフトの名称

.....

タブレット端末等以外の情報関連機器の使用に関する承認通知

山陽小野田市議会タブレット端末等運用基準第11条の規定に基づく上記の  
承認申請を

承認します。

承認しません。

山陽小野田市議会議長

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

山陽小野田市議会議長

山陽小野田市議会議員

事故報告書

下記のとおりタブレット端末の事故を報告します。

記

事故発生日	令和 年 月 日 ( )
事故の内容	紛失 ・ 破損 ・ 故障 ・ ウイルス感染 その他 ( )
タブレット端末NO.	
事故の経緯、状況等 (具体的に)	
再発防止策	